

都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書 に対する環境大臣意見

都市計画道路甲府外郭環状道路東区間（以下「計画路線」という。）は、甲府市西下条町付近を起点、甲府市桜井町付近を終点とする幹線道路であり、甲府都市圏の環状道路の一部として、甲府都市圏内の交通渋滞の緩和を図るとともに、主要な観光地相互の連絡を強化し、地場産業施設へのアクセスを容易にすることにより、観光産業や地場産業を支援し、地域活性化に寄与することを目的としたものである。

計画路線は、現在計画中の都市計画道路甲府外郭環状道路北区間に接続し、甲府都市圏の東側を南北に通過するが、対象事業実施区域及びその周辺の南部は、水田や果樹園が広がり、北部は、住宅地等の都市化が進んだ地域となっており、地域の生態系を特徴づける動物が確認されている。当該計画路線による環境影響ができるだけ低減されるよう、次の措置を適切に講ずる必要がある。また、その旨を評価書に記載すること。

1. 動物について

計画路線の対象事業実施区域内に生息が確認されているシマヘビ等の移動経路を確保するため、ボックスカルバート等の設置による環境保全措置を行うこととされているが、その具体的な内容について、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて十分に検討し、適切に措置を実施すること。

2. 温室効果ガスについて

工事中の温室効果ガス排出量を削減するため、他の道路事業における取組状況を踏まえ、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達品目等の使用等に努めること。また、効率的な施工の実施が建設機械等から排出される温室効果ガスの削減に資することから、地域の実情等を踏まえ、温室効果ガスの排出量削減に留意しつつ、効率的な施工計画を策定するよう努めること。

また、照明等の施設の省エネ化等を進め、供用時においてもできる限りの温室効果ガスの排出量削減に努めること。